

(別 紙)

## 学校給食費の無償化を求める意見書（案）

食材費の高騰により全国的に学校給食の質が落とされ、本市においても献立にあったプリンやゼリーなどのデザートを提供を中止する学校があった。そのため本市においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使って、学校給食の質を落とさず値上げをしないこととしたがこの措置は今年度までで、先行きが大変不透明で値上げも懸念される。

そもそも、わが国では、1954年に学校給食法が公布され、第一条に「学校給食の普及及び学校における食育の推進を図ることを目的とする」と明記されており、学校給食は教育活動の一環である。2005年、食育基本法の制定によって、学校給食は「食育（食教育）」という教育を担うものであることが明確にされ、「食育は、知育・道徳・体育の基礎となるべきものと位置付ける」とした。改正学校給食法（2008年）は学校給食そのものと学校給食を活用した食に関する指導との二つを一体にし、食育（食教育）とした。給食は、みんなで同じものを食べ、給食活動には、給食当番、配膳、食事、後片付けなど「社会性・共同性」や「生活技能」などを身につけるといふ教育的価値を実現させる教科・教科外にまたがる「教育（食育）」そのものである。憲法は第26条で、教育基本法は第4条で、学校教育法は第6条でそれぞれ義務教育の無償を定めている。このように学校給食は食育という義務教育の一環であることからいえば、全ての子どもたちにとって「学校給食費は無償」というのが当然であり権利である。

しかし、現状は保護者負担である学校給食費は、1人年額約5～6万円と高額で、子どもが多い世帯ほど負担が大きくなることから、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する自治体も増えてきている。これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要である。2016年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子供・子育て世帯の支援拡充として給食費の無償化が打ち出された。

2017年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1,740自治体のうち、小中学校とも無償化が76自治体、それ以外の一部無償化・補助を実施しているのが430自治体、合

わせて 506 自治体である。本来なら自治体任せにせず、義務教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小中学校で給食費無償化を実施することが求められている。新型コロナウイルス感染症の経済的影響は長期にわたっており、変異株の発生等により収束の見通しも不透明である。

よって、国においては、地方自治体への支援も含め、学校給食費の無償化を迅速に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 日  
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣

} 宛